

きつず LINE 中洲ゲイツ店

保育サービス 利用契約

第1条 (名称)

「きつず LINE 中洲ゲイツ店」保育サービス（以下「保育サービス」と言います。）とは、児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号。以下「法」と言います。）第 59 条の 2 第 1

項に規定する施設である認可外保育施設「きつず LINE 中洲ゲイツ店」（以下「甲」といいます。）が行う保育業務をいいます。

第2条 (目的)

保育サービスは、保育サービスを受ける時の年齢が満 1 歳を超える未就学の者（以下「幼児」と言います。）の保護者の委託を受けてこの保護者に代わって、当該幼児を保育することにより専門知識を有する保育士等の立場から幼児の発育を促すとともに、その保護者の育児に関わる負担を軽減し保護者と幼児のゆとりある家庭環境の構築に寄与することを目的とします。

第3条 (施設の名称等)

- ・名称 「きつず LINE 中洲ゲイツ店」
 - ・所在地 「福岡市博多区中洲 3 丁目 7-24 ゲイツビル 5 階」
 - ・連絡先 「092-271-7117」
- (施設の設置者及び管理者)
- ・設置者 「株式会社 24group.jp」
 - ・所在地 「福岡市中央区西中洲 10-3 N ビル 5F」
 - ・連絡先 「092-722-0024」
 - ・管理者 「川口 光」

第4条 (開設日時)

保育サービスの開設日時は、夏期休業日（8 月 13 日から 8 月 15 日を含む甲が別に定める期間をいいます。）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を含む甲が別に定める期間をいいます。）、日曜を除く月曜から金曜午後 4 時から午前 3 時、土曜日午後 2 時から午前 3 時までとします。

2 甲は、前項の規定に関わらず、施設の適正な運営のため、開設日時を変更することができるものとします。

3 甲は、前項に規定する開設日時の変更をしたときは、その前日までに変更した開設日時を施設のわかりやすい位置に掲示するものとします。

第5条 (保育サービス等の種類)

保育サービスの種別は、次に掲げるものとします。

(1) 長期預かり制、（前払い式一時預かり制）事前に保育予定時間を定め（25 時間・50 時間）申し込みを受けて保育料金を先に受納し、1 時間を単位として保育時間内で、通常保育時間のご利用が可能となる保育サービスを提供するもの。利用期限は一年とします。

(2) 一時預かり制、1 時間以上の保育時間を定め利用の申し込みを受けて、通常保育時間のご利用が可能となる保育サービスを提供するもの。

2 前項の保育サービスに付加することができるオプションサービスの種別は、甲が作成した別表とする。

第6条 (施設の定員)

施設の定員は 20 名とします。

第7条 (契約の申込み)

保育サービスの契約を申し込む者（以下「乙」といいます）は、本約款を承諾した上で、次各号に掲げる書類を甲に提出するものとします。

- (1) 利用申込書 兼 家庭調査票（第 1 号様式）
- (2) 児童調査票（第 2 号様式）
- (3) その他甲が必要と認める書類

2 前項の契約の申し込みは、保育幼児 1 名ごとに必要とします。

第8条 (申し込みの承諾)

甲は、前条に定める申し込みがあったときは、前条の申し込みを受け付けた順序に従って、承諾するものとします。

2 甲は、前項の規定に関わらず、保育サービスの定員に空きがない場合は、承諾を延期し、又は承諾しないことができるものとします。

3 甲は、前 2 項の規定に關わらず、次に掲げる場合は、承諾しないことができるものとします。

- (1) 保育サービスの申し込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 乙が保育料金等の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると甲が判断した場合
- (3) 過去に不正行為などにより保育サービスに係わる契約の解除又は保育サービスの利用を停止されていることが判明した場合
- (4) その他保育サービスの申し込みを承諾する事が、甲の運営上著しい支障があると甲が判断した場合

第9条 (契約事項の変更)

乙は、第 7 条第 1 号から第 4 号までの書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその変更について、変更届（第 3 号様式）に甲が必要と認める書類を添えて、甲に届け出るものとします。

2 第 8 条の規定は、前項の変更を行う場合において、その承諾について準用します。この場合において、第 8 条中「前条」とあるのは「第 9 条第 1 項」と読み替えるものとします。

3 第 1 項の変更の事項が第 5 条第 1 項の保育サービスの種別である場合において、変更前の保育サービスが長期預かり制、一時預かり制であり、当該保育サービスの提供を開始してから、それぞれ 3 か月、1 か月又は甲が別に定める期間を経過してないときは、甲は、前項の規定に關わらず、承諾を延期し、又は承諾しないことができるものとします。

第10条 (甲の契約の解除)

甲は乙が第 13 条の規定により保育サービスの利用の停止を受けた場合において、甲が期間を定めた催告を乙に行ったにも関わらず、その事由が解消されないときは、当該保育サービスの契約を解除できるものとします。この場合において、乙の一切の債務は、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

第11条 (乙の契約の解除)

乙は、保育サービスの契約を解除しようとする場合は、当該保育サービスの契約の解除をしようとする日の 1 か月前までに、解約届（第 5 号様式）に甲が必要と認める書類を添えて、甲に届け出るものとします。この場合において、当該保育サービスの契約の解除までに発生した乙の一切の債務は、当該保育サービスの契約の解除があった後においてもその債務の履行が行われるまで消滅しないものとします。

第12条 (保育サービスの中止)

甲は、次の各号のいずれかに該当となる場合は、何ら責任を負うことなく、保育サービスを中止することができます。

- (1) 甲の施設又はその周辺に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- (2) 保育サービスを中止する旨の官公署の命令があった場合
- (3) その他保育サービスを提供することに著しい支障がある場合

第13条（保育サービスの利用の停止）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、乙の保育サービスの利用を停止することができます。
- (1) 保育サービスの利用の契約に関し虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過しても保育料金等を支払わない場合
 - (3) 破産手続きの開始又は民事再生手続きの開始の申し立てがあった場合
 - (4) 乙が甲や保育所従業者又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背任行為を行った場合
 - (5) その他この約款上の義務を現に怠り、又は怠る恐れがある場合
- 2 甲は、前項の規定により保育サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、停止する日又は期日、若しくは停止を解除する条件を乙に通知します。ただし緊急を要する場合は、この限りではありません。
- 3 甲は停止に至った事由が解消されたと甲が認めた場合は、第1項の規定に関わらず乙の保育サービスの利用を再開することができるものとします。

第14条（長期預かり制、一時預かり制の利用の予約）

乙は、長期預かり制又は一時預かり制の保育サービスを利用する日の前日午後5時までに利用する時間及び保育サービスの種別（保育サービスに付加するオプションサービスの種別も含みます）を甲所定の方法により甲に申し込むものとします。

- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の申し込みを承認するものとします。

- (1) 保育サービスの定員に空きがない場合
 - (2) 前項の申し込みを行った時間が、第4条第1項及び第2項の開設日時以外の時間であり、適正な施設の運営に支障がある場合
 - (3) 第12条の規定により保育サービスの中止を行っている場合
 - (4) 乙が第13条の規定により保育サービスの利用の停止を受けている場合
 - (5) その他当該保育サービスの利用の申し込みを承諾することが、甲の運営上著しい支障があると甲が判断した場合
- 3 乙は、前項の規定により承認を受けた時間を変更する場合は、長期預かり保育、一時預かり制の保育サービスを利用する日の前日までに、甲に変更を申し込むものとします。

4 第2項の規定は前項の承認を受けた時間を変更する場合において、その承認について準用します。この場合において第2項中「前項」とあるのは「第3項」と読み替えるものとします。

第15条（入会金、保険料、保証金）

1 入会金、保険料、保証金、保育サービスの種別に応じて、次の表に掲げる金額とします。

保育サービスの種類	入会金	保険料
長期預かり制	5,000円／一家族	なし
一時預かり制	なし	300円／一家族

2 入会金は乙のいかなる事情であっても返金しないものとします。

第16条（保育料金等）

甲作成による別表規定に準ずるものとします。

第17条（給食等）

食事はお弁当の持参になります。食事の時間及びおやつの時間等の区分に応じて、それぞれ次の表に掲げる金額とします。

給食等の時間	区分	金額
午前11時30分	昼食	お弁当持参
午後3時	おやつ	50円(アレルギー以外)
午後7時00分	夕食	お弁当持参

2 保育中の保育児の状況から、甲が必要と判断し、提供を行ったミルク、紙おむつ等の1回当たりの提供サービス料金は提供サービスの区分に応じて、次の表に掲げる金額とします。

提供サービスの区分	金額
ミルク	50円
紙おむつ・紙パンツ	100円

第18条（保険料金）

一時預かり制の保育サービスを受ける場合の1回当たりの保険料金は、一家族300円とします。

第19条（定期期間保育の料金）

甲の定める定期期間保育（第5条各項の規定に関わらず一定の期間を限って甲が別に定める保育サービスを提供するもの）の入会金、保育料金、給食等の料金は、第15条から第16条までの規定に関わらず、甲が別に定めます。

第20条（保育料金等の支払）

乙は、長期預かり制の保育サービスを利用する場合、当該保育サービスを利用する前までに第16条別表に規定する保育料金、第17条に規定する給食等の料金を、当該保育サービスを利用した日に第16条別表の甲の規定する超過保育料金を甲所定の方法により甲に支払うものとします。

2 乙は、一時預かり制の保育サービスを利用する場合は、当該保育サービスを利用した日に第16条別表に規定する保育料金、第17条に規定する給食等の料金、第19条に規定する保険料金を甲所定の方法により甲に支払うものとします。

3 前1、2項の支払い方法は、現金（日本円に限ります。）によるものとします。

第21条（支払遅延損害金）

乙は、前条の保育料金等の支払いについて支払期日を経過しても支払わない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、保育料金等に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を甲に支払うものとします。ただし、甲が特にやむを得ないと認める事由がある場合を除きます。

2 前項の規定による支払遅延損害金の計算において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて計算するものとします。

第22条（甲の責任）

甲は、保育サービスの実施にあたり、東京海上日動火災保険株式会社と保険を締結し、甲が乙又は保育児に損害を与えた場合は、これらの保険契約の範囲内で、その損害に対し賠償責任を負うものとします。

第23条 (乙の責任)

乙は、故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、その損害に対し賠償責任を負うものとします。

2 乙は、保育サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合は、自らの費用及び責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、甲を一切免責するものとします。

3 乙は、保育児の保育に必要となる器材（着替えのための衣類、午睡のための布団類等甲が別に保育児ごとに必要と判断する器材をいいます。）を保育サービスを利用する期間の初日又は毎日に施設に持ち込むものとし、保育児の保育のため、甲が当該器材を使用し、又は消費することに承諾するものとします。

第24条 (約款の変更)

甲は一定の予告期間をもって甲のホームページその他甲所定の方法にて告知することにより、この約款を変更することができるものとします。

この場合において、第11条に基づく契約の解除の届出が甲に対してなされないときは乙はかかる変更について承諾があったものとみなします。

第25条 (法に基づく表示)

法第59条2の4に規定する書面は、この約款とし、記載する事項は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 第3条に掲げるとおり
- (2) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 第15条から第20条までに掲げるとおり
- (3) 施設の名称及び所在地 第3条に掲げるとおり
- (4) 施設の管理者の氏名及び住所 第3条に掲げるとおり
- (5) 当該利用者に対して提供するサービスの内容 第5条に掲げるとおり
- (6) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類 第23条に掲げるとおり
- (7) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

・名称 「中尾小児科医院」

・住所 「博多区中呉服町1-16」

緊急時における保育児に係る診療（開院時間内に限る。）

(8) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

・氏名 「川口 光」

・連絡先 「092-725-7433」

第26条 (秘密情報及び個人情報の保護)

甲は、保育サービスの提供に関する知り得た乙の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状、法第59条に基づく報告の要求その他法令に基づき開示する場合にはこの限りではありません。

2 乙は、甲が知り得た乙の個人情報のうち次の各号に掲げるものについて、甲が当該各号に掲げるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

(1) 乙との間において保育サービスの提供に伴い必要となる運用業務、料金等の請求、与信管理、料金等の変更及び保育サービスの変更、中止又は停止に係る通知をするため、乙等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、契約情報（契約の種類、申込日、契約日、その他の保育サービス契約の内容に関する情報をいいます。）、及び料金等の情報等を利用すること

(2) 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、乙が請求し、又は購入した資料、サンプル、試供品、景品、商品等の配達その他の提供をするため、乙等の氏名、住所、電話番号等を利用すること

(3) 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、乙からの請求、問合せおよび苦情に対する対応又は連絡をするため、乙等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び料金等の情報等を利用すること

(4) 保育児の生命、身体等の保護を目的とし、提携医療機関等において保育児を受診させるため、乙等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、健康保険証に記載する情報等を利用すること

(5) 裁判所の発する令状、法第59条に基づく報告の要求その他法令に基づき乙等の個人情報を開示するため、当該乙等の個人情報を利用すること

第27条 (委任)

本約款に定めるもののほか、本約款及び保育業務の遂行のために必要な事項は、甲が別に定めることができるものとします。

第28条 (協議事項)

本約款に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は、民法その他の法律に基づき、誠実に協議することにより

解決するものとします。

第29条 (準拠法)

この約款は、日本国の法令に準拠するものとします。

第30条 (合意管轄)

甲と乙との間における一切の訴訟については、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則この約款は、平成25年5月1日から施行します。

第1号様式 利用申込書 兼 家庭調査票

第2号様式 児童調査票

第3号様式 変更届

第4号様式 解約届